岩手県告示第540号

令和6年9月26日付け官報第1313号登載保安林の指定施業要件を変更する件(令和6年農林水産省告示第1766号)の内容について森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和6年11月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨
 - (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 花巻市大迫町内川目第8地割183の85、183の142、183の143、183の149、183の156から183の159まで、183の206、183の207、183の210、185、186の1、186の2、186の5から186の8まで
 - (2) 所在が不分明である通知の相手方 伊藤敦夫、伊藤光榮、伊藤正男、黒澤千惠子、畠山修、畠山修、藤原守
- 2 通知の内容を掲示した場所 花巻市役所